

埼玉県本庄市

# 今井諏訪遺跡発掘調査報告書

～県営畑地帯総合整備事業上里南部地区に伴う埋蔵文化財発掘調査 III～

本庄市教育委員会

本庄市埋蔵文化財調査報告 第21集

埼玉県本庄市

# 今井諏訪遺跡発掘調査報告書

～県営畑地帯総合整備事業上里南部地区に伴う埋蔵文化財発掘調査 III～

本庄市教育委員会





1. 4 - 1 周溝墓全景



2. 4 - 1 周溝墓断面



# 序 文

わたくしは、今井諏訪遺跡の発掘調査が実施されている10月1日に、坂本敬信教育長からバトンタッチしまして、教育長に就任することとなりました。

思えば、前教育長も市立歴史民俗資料館長を歴任され、文化財に博識のある先輩でしたが、わたくしも、埼玉県児玉教育事務所在勤時代に埋蔵文化財の保護行政に東奔西走したことがありました。すでに十数年前のことですが、当時は各市町村で一名程度の担当者が悪戦苦闘していたことを記憶にとどめております。

本庄市におきましても、今や、文化財担当者5名と充実してきましたが、机上に届く発掘調査通知文書が年間20数件にも及んでいる事実には、時の流れを感じる次第であります。

これらの、諸調査で判明した資料は、やむを得ず記録保存として残された代償として、今後有益に活用していく所存であります。

今回の発掘調査では秋の長雨で、調査員・作業員の皆様方も苦慮されたものと思います。しかし、何といたしまして本庄市の埋蔵文化財保護事業の礎となって、日夜ご協力とご理解をいただいている調査作業員の皆様方なしでは、実行不可能なこともわすれてはならないことです。文末ではありますが、心より感謝の意を表する次第であります。

平成4年3月1日

教 育 長

塩 原 暁

## 例 言

- 1、本書は県営畑地帯総合土地改良事業上里南部地区（本庄市側）の道路改良事業に伴う今井諏訪遺跡の発掘調査報告書である。
- 2、調査に要した経費は文化庁国庫補助金並びに農林省委託金を得て実施した。
- 3、発掘調査は平成3年9月より10月にかけて本庄市教育委員会が実施し、現地調査及び整理は社会教育課文化財保護係である増田がおこなった。
- 4、調査の組織については下記のとおりである。

埼玉県本庄市教育委員会

教育長 坂本敬信（平成3年9月30日まで）

教育長 塩原 暁（平成3年10月1日より）

本庄市教育委員会事務局

事務局長 金井善一

社会教育課

課長 坂上英夫

課長補佐 吉田敬一

係長 長谷川 勇（文化財保護係長）

主任 増田一裕（文化財保護係）

主事 太田博之（文化財保護係）

主事 赤尾直行（文化財保護係）

主事補 佐藤好司（文化財保護係）

主事補 竹田祥子（社会教育係・庶務）

- 5、本書の執筆・編集は増田が行った。

# 目 次

序 文

例 言

目 次

I 調査に至る経緯と経過	1
1 調査に至る経緯	1
2 発掘調査にかかる手続き	2
3 今井諏訪遺跡発掘の経過と遺構の整理	3
II 地理・歴史的環境	5
1 地理的環境	5
2 歴史的環境	7
III 遺構と遺物	12
1 調査の方法	12
2 遺構と遺物	12
IV 小 考	
1 立地地形の分析	
2 弥生時代から古墳時代前期にかかる動向（概要）	

おわりに

写真図版



## 写真図版目次

写真図版 1－1、周溝墓調査風景

写真図版 1－2、調査風景

写真図版 2－1、4－1 周溝墓周辺状態

写真図版 2－2、上同

写真図版 3－1、4－1 周溝墓

写真図版 3－2、上同

写真図版 4－1、北側溝検出状态

写真図版 4－2、上同

写真図版 5－1、久上水湧水状态

写真図版 5－2、上同

写真図版 6－1、久上水湧水状态（後方今井諏訪遺跡）

写真図版 6－2、上同

# I 調査に至る経緯と経過

## 1 調査に至る経緯

農林水産省国庫補助事業である埼玉県営畑地帯総合土地改良事業上里南部地区(以下畑総上里南部)は、埼玉県児玉郡上里町を中心とし、東側の一部は本庄市の大字今井地区をも含む面積約 225haの範囲を対象とする事業である。本庄市側にあつては、昭和62年度及び昭和63年度に事前の埋蔵文化財の発掘調査を実施している。両年度にかかる調査は、調整会議で当該事業の設計が畑地帯と言うこともあつて、カット、切盛り等の面的な工事を行わない旨の協議があり、記録保存上の措置としては、掘削部分にあたる小排水路のみが対象とつた。したがつて、本庄市側にかかる畑総上里南部の埋蔵文化財保存事業は、本来両年度で完了の予定であつた。しかし、平成2年度に入り、本庄土地改良事務所より当該事業完了年である平成3年度に道路舗装工事が実施されることとなつた。

同事業の協議については平成2年9月5日付け本地第1112号で『県営畑地帯総合土地改良事業上里南部地区の埋蔵文化財の取扱いについて』の協議文書が本庄土地改良事務所長より提出され、平成2年9月10日付け本教社発第258号で本庄市教育委員会を經由して埼玉県教育委員会に經由した。

上記にかかる新年度の事業計画及び予算化に伴う調整会議は、平成2年12月20日に本庄土地改良事務所会議室にて埼玉県文化財保護課、埼玉県耕地課、本庄土地改良事務所、本庄市教育委員会の4者で行い、事前の記録保存のための調査を実施する運びとなつた。

保存委託にかかる依頼文書は平成3年5月7日付け本地第189号で本庄土地改良事務所長より埼玉県教育委員会教育長宛てで『平成3年度県営畑地帯総合土地改良事業上里南部地区に係る埋蔵文化財の取扱いについて(依頼)』が提出され、平成3年5月10日付け本教社発第116号で本庄市教育委員会より經由した。この回答文書は埼玉県教育委員会教育長より平成3年6月28日付け教文第313号で『県営畑地帯総合土地改良事業上里南部地区に係る埋蔵文化財の取扱いについて(通知)』として本庄土地改良事務所及び本庄市教育委員会に返送された。

上記の通知により平成3年7月22日付けで埼玉県知事と本庄市長との間で『遺跡埋蔵文化財保存事業委託契約書』の締結が行われ、平成3年7月24日には埼玉県庁22会議室において県耕地課、同文化財保護課、本庄土地改良事務所、本庄市教育委員会の4者で最終的な工事、日程等の調整確認事項を協議した。その後、同事業予定地は建設省移管の公道となつており、道路封鎖に伴う諸手続きが必要なこと、土砂置き場の確保等処理すべきことが多いため、調査の実施は9月より行うこととなつた。当該道路の管理は8月以降より市道に移管の協議がはじまり、上越新幹線の南北を通過する新たな道路は後に7384号線として登録された。これにより、『道路工事等協議書』を平成3年8月9日付け本教社発第218号で本庄警察署長並びに児玉郡市広域圏消防本部消防長宛てで提出し、発掘調査に伴う道路封鎖の処置を行うこととなつた。なお、当該事業自体も同年度が最終であるため、本報告書の作成も実施する計画がたてられた。事業面積、他の事業等との兼ね合いから担当者にとって負担の大きな保存事業となつた。

## 2 発掘調査にかかる手続き

発掘調査にかかる埋蔵文化財発掘調査通知並びに届出は下記のとおりである。

文化財保護法（以下法）第98条の2第1項にかかる『埋蔵文化財発掘調査通知』を平成3年7月3日付け本教社発第177号で本庄市教育委員会より埼玉県教育委員会を經由し文化庁長官宛てで提出。

法57条の3第1項にかかる『埋蔵文化財発掘通知』を平成3年6月4日付け本地第366号にて本庄土地改良事務所より本庄市教育委員会並びに埼玉県教育委員会を經由して文化庁長官宛てで提出。

『周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について』平成3年8付き20日付け教文第3-141号で埼玉県教育委員会より本庄市教育委員会並びに本庄土地改良事務所宛てで通知される。

受理書については、報告書執筆現在未到着。



第1図 今井諏訪遺跡調査位置図（矢印）

本地図は国土地理院発行1:50,000『高崎』を使用した

### 3 今井諏訪遺跡発掘の経過と遺構の整理

本遺跡は異なる事業により数次にわたり発掘調査が実施されている。担当機関や担当者あるいは、調査内容も異なり、緊急性を帯びる場合もあったため、遺構番号もそのつど付された経緯がある。したがって、ここでは発掘調査の経過と遺構番号を整理しておく。

今井諏訪遺跡は昭和49年度に上越新幹線の建設工事に先立ち、埼玉県教育委員会において発掘調査が実施されたのが最初である。埼玉県内を通過する上越新幹線建設予定地内の埋蔵文化財については、各市町村毎に遺跡番号が付され、本遺跡は本庄5号遺跡と呼称された。ただし、埼玉県遺跡地図のコード番号は53-096で、混同される向きもあるので明記しておく。

#### 【第1次調査】

上越新幹線建設事業に伴う発掘調査は、昭和49年8月26日から10月16日までの第1次調査及び、昭和50年1月28日から2月19日まで至る第2次調査の2回にわけて実施されている。ただし、これらは同一の事業予定地内にかかる調査であり、その後の個別事業に伴う調査もあるので、上越新幹線建設事業に伴う調査は総括して今井諏訪遺跡第1次調査とする。なお、昭和50年3月31日発行の埼玉県遺跡地図並びに埼玉県遺跡地名表には、古墳、奈良・平安時代。方形周溝墓・集落跡として周知化されている。

第1次調査は上越新幹線建設予定地内の橋梁部分と、北側に隣接する鉄建公団道路（当時）を対象として長さ約500m、幅約20mの範囲内で実施された。検出された遺構は古墳時代住居址9軒（五領式1、和泉式2、鬼高式5軒）、方形周溝墓5基、溝7本、土壌群で、市内では数すくない周溝墓の資料を得られている。住居址では鬼高式最古もしくは和泉式最終末に所属する第46、49両住居址よりTK208もしくは23形式の須恵器が相伴しており、当地における当該土師器の年代観を示唆している。

ところで、住居址の分布のあり方については、その後の報告書をもとにするならば、五領・和泉式に所属するものが北西部に集中し、鬼高式最古もしくは和泉式最終末に属する一群は調査区の南東端に片寄る傾向がある。また、前者の場所には周溝墓も所在する。両者は溝3により隔絶されており、北西部側は後述する自然地形の復原によれば島状の微高地に立地し、南東部側とは微低地で地理的にも分離される。したがって、遺構の性格、時期、地理的環境等から北西部を「今井諏訪遺跡北地点」、南東部は「今井諏訪遺跡南地点」として細分可能である。なお、埼玉県遺跡地図では北地点が53-096号遺跡、南地点は53-097号遺跡としてもとより別個の遺跡として周知化されている。

#### 【第2次調査】

第1次調査を実施した今井周辺は農業地域であり、当分開発行為はないものと予測された。しかし、土地改良事業が昭和60年度より計画され、当該地にかかる埋蔵文化財にも影響することが予測された。事業名は県営畑地帯総合土地改良事業上里南部地区（以下、県営畑総上里南部）で、事業は3カ年を要し、内第1年度はカットや掘削工事が実施されないため、第2年度の昭和62年度より排水路を対象として、本庄市教育委員会による発掘調査が実施される運びとなった。これを第2次調査とする。

同事業は広範で、総面積約43haに及ぶ。調査地点は第1次調査が実施された上越新幹線の南西縁に掘削される排水路を対象とし、厳密には今井諏訪遺跡北地点に該当する。報告書ではB地点と呼称されている。検出された遺構は、第1次調査の延長上で確認された周溝墓のほかに、新たに周溝墓が1基検出されている。また、溝は第1次調査時のもののほかに、第1次調査では調査の手が加えられていない北西部からも多数検出されている。土壙等の遺構は同調査でも検出されており、報告者は遺構・遺物から中世の屋敷や堂塔の存在を示唆されている。

### 【第3次調査】

県営畑総上里南部の第2年度にあたる調査で、対象地域は上越新幹線北側道に接した部分で、第2次調査地点と平行する。引き続き本庄市教育委員会により昭和63年度に実施された。これを第3次調査とする。やはり今井諏訪遺跡北地点に所属する。確認された遺構は大半が第1次調査の延長上より検出されたが、北西側において溝群が新たに確認されている。一方、南東端においては土壙群が新たに17基検出されており、その一部より人骨、宋銭、銅キセルが出土しており、土壙墓であることが判明した。

以上の数次にわたる発掘調査の後に今回の土地改良地内にかかる道路舗装工事が計画され、これに伴う調査を第4次調査とする。ところで、遺構番号に関しては、第1次調査時が遺構別でなく通し番号で、第2次調査以降は国家座標による整合が発掘調査期間中には不可能であったことから、随時番号が付され混乱をきたす内容となった。ここでは、あえて新しい番号をあてれば、さらに混乱する可能性があるため、各遺構番号の前に年次番号を付して記録する。今回の周溝墓を例にとれば、第4次調査で検出された1号周溝墓は4-1号周溝墓となる。

## II 地理・歴史的環境

### 1 地理的環境

埼玉県の県庁所在地である浦和市は、南関東に属する。対する本庄市は埼玉県の北西部に位置し、北関東に含まれる。これを反映するように、群馬県高崎市へは鉄道で約20分の距離にあり、北方の利根川をはさむ対岸には、群馬県伊勢崎市が隣接する。また、周囲の山容は西より浅間、妙義、榛名、赤倉、赤城、男体、そしてかつては筑波の孤峰も望むことができ、五州の山々を遠望できる地理的環境を物語っている。冬になれば赤城おろしが正面から吹き、方言も群馬県側のそれに近い。発掘される土師器の形式は南関東の例とは合致せず、むしろ高崎市や伊勢崎市周辺に類例を求めることが可能である。したがって、地理、経済圏、文化圏、風土、環境等は群馬県南地域にはほぼ等しい。埼玉県側にあつて上州の赤城山の山容が最も美しく望むことができる地域なのである。

#### 《山 地》

本庄市が立地する地理的条件は、市域の北側を流水する利根川や烏川によって形成された低地と南側に広がる台地並びに、市内唯一の山である浅見山（大久保山）からなる。しかし、これらの台地や山の形成過程並びに環境を紹介するには、今一つ広域な範囲で目を転じなければならない。本庄市を囲む位置にあたる児玉郡は児玉町、上里町、美里町、神川町、神泉村の1市4町1村からなり、行政上は児玉郡市広域市町村圏を構成している。この範囲はまた一つの地域を示している。これらの行政体をのせる地形は北半分が台地上に、南半分は山地、丘陵よりなる。南の山地は関東山地の北西部にあたる山並みがつづく。これらは上武山地と命名されており、標高は300～500m前後を測る。その一峰である東御荷鉾山と西御荷鉾山及び、ここを水源とする三波川の名は、地質学や岩石学上著名である。前述した地形は「三波川帯」の標式地となっているが、同部分は緑色岩などの結晶片岩類で構成され、隣接する地域にはチャート層が分布する。前者は石器時代の石斧等の材料となり、後者は石鏃等に使用され、古くより自然の恩恵を受けている。

#### 《丘 陵》

上武山地の北側には丘陵が派生する。山地と丘陵の間は八王子・高崎構造線が走り、ほぼ150mの等高線上に反映されている。同線の北西部に位置する児玉郡神川町の御嶽山の鏡岩（指定天然記念物）は、チャート層が活断層作用により自然に磨かれた断層鏡である。丘陵は西部の神川町、児玉町、本庄市に分布するものを児玉丘陵と呼称され、東部の美里町及び大里郡岡部町に派生する一群が松久丘陵と呼称されている。丘陵の山地近くは第三紀層よりなり、北東方向に派生する生野山と浅見山（児玉丘陵）並びに、山崎山と諏訪山（松久丘陵）は残丘性丘陵で、なだらかな孤峰がつらなる。標高は100～130m前後で、高位段丘礫層が堆積する。各丘陵の一部には武蔵野面が見られる。

#### 《台 地》

残丘性丘陵をのせる台地部の内、本庄市、児玉町、神川町、上里町に広がる本庄台地は、上武山地に端を発する神流川の堆積作用により形成された扇状地性台地で、神流川の左岸にあたる群馬県藤岡市もその範疇に含まれるが、埼玉県側においても最も良好な発達を観察することができる。この堆積

作用のため市内を走る等高線は、南西部より北東部に向けて弧状を描く。本扇状地性台地の分布は、群馬県鬼石町浄法寺付近を扇頂部とし、標高は300mを数える。対する扇端部は児玉郡上里町神保原から本庄市の市街地北縁を通過し、女堀川と小山川が合流する部分の大字東五十子まで追跡することができる。この部分を本庄段丘崖と命名されている。北側に広がる低地との比高差は6～7m前後で、崖の形成は市街地の北側で顕著である。崖上の標高は50～60mで、扇頂から扇端までの距離12kmに対して落差は-240mを数える。なお、扇状地のほぼ中央部を北北東方向に流水する新田川をはさみ、東側は洪積面であり、西側は沖積面を形成している。また、この新田川付近はかつての神流川の流路にあたる。

#### 《低 地》

段丘崖下の北方一帯は烏川の氾濫源で、妻沼低地のの上流部にあたる。標高は40～50mを測り、氾濫による河川跡や自然堤防が微高地もしくは微低地に反映されており、後者は現集落の立地と重複する。しかし、近年の土地改良事業により、それらの痕跡はほとんど観察することが不可能な状態になっている。古文書によれば、現在市域の北限を流水する利根川は、近世の流路変更によるもので、それ以前は主として烏川と神流川が崖下を流水していた。したがって、低地周辺は流路の変更によりしばしば上州と武州の境界となり、現在でも大字上仁手地区は唯一利根川の北側に孤立している。

#### 《河 川》

以上のごとく、本庄市は低地、台地、丘陵部からなるが、遺跡はほぼ台地部に集中する。台地上を流水する河川については、女堀川と男堀川がそれぞれ東流している。これらの河川は南方の上武山地に水源を持つもので、扇状地の東南縁を流下し、周辺は沖積化が著しい。ところで、両河川とも市内の東側では流路をほぼ東西に向けているが、これは現状の地形に整合しておらず、条里等に関連する人工の堀である可能性を示唆している。扇状地上を流水する河川等の中に、ある気象条件下にのみ発生する野水がある。久上水と呼称されており、市街地西部の大字今井と大字西富田地区に湧水地が観察され、今回の発掘調査場所に所在する。この現象は遺跡との関係からも興味あるもので、後述する考察において紹介する。各河川は本庄段丘崖に至り、同部分を大きく浸蝕し開析する。このような地点を観察すると、本庄城址の北側、本庄自動車学校の西側の2カ所が最も深く浸蝕しており、かつて大規模な河川が流入していたことを物語っている。後者は児玉町蛭川から本庄市大字東富田をへて、けや木3丁目から自動車学校西の浸蝕崖に至るもので、流末に蛭川端の地名が遺存することから、かつて「蛭川」と呼称される河川が存在したことを指示している。また、近年の発掘調査では旧女堀川と推定される流路も検出されており、自然河川の復原研究が進行しつつある。特にこれらの自然河川の跡を把握しないかぎり、律令時代以前の遺跡について水系との関係を考察することは問題を残すものである。各河川や野水の流末にあたる段丘崖下には泉が多く、その一つである若泉の泉は市民の憩の場となっており、周辺は現在広域な公園整備事業が進展しつつある。

#### 《地 質》

本庄市の埋蔵文化財の大半を包蔵する台地部分の地質学的内容については、近年土壌分析等の成果により詳細な内容が判明しつつある。本台地は前述したごとく、神流川の堆積作用により形成されているため、地表面下に一様に砂礫層が分布する。その層厚は約10～30m前後を測る。この層内には

伏流水が確認されており、基盤層は埋没谷や埋没丘陵の存在を示している。

砂礫層の上位にはローム層が被覆している。『関東ローム』（関東ローム1965）によれば、周辺のロームは大里ロームと命名され、同本の児玉E9-9地点の層位柱状図を見ると、上位よりローム、Y・P、ローム、B・P、ロームの順に堆積するが、市内各所の発掘調査で肉眼観察によるかぎり、いわゆるソフトロームとハードロームの2者に大別される程度で、層厚も1m程度と貧弱である。しかし、本庄市の大字西五十子で得られた試料を分析した結果では、黒土下のローム層中にU・Gが含まれており、その下位に4層ほどつづくローム層は浅間火山を給源とすることが判明している。同ローム層の下位からはA・Tの純層も確認されており、さらに下位に観察される粘土層は藤岡粘土層に対比されることも確認されている。したがって、本地方の第四紀は北関東の上部ローム、中部ロームに順じる。なお、B・Bについては市内では確認されないが、児玉丘陵の武蔵野面には観察することができる。

ローム層の上位に堆積する黒土層は緻密には数層に分離され、層厚は約0.5～1mを測る。生成起因はやはりテフラからなり、浅間・榛名両火山を起源としている。鍵層として著名なものに天明3年の浅間Aパミスがある。また、古墳址の周掘覆土からは往々にしてF・Aの堆積を観察することもある。本庄市における考古学的遺物の包含層は、この黒土層とローム層が対象となるが、後者を包含層とする旧石器の類例は極めて少ない。

## 2 歴史的環境

本庄市の所在地は前節でもふれたように、埼玉県の北西部に位置する。種々の面において群馬県側との関連性が大きく、古代においても遺構や遺物によく反映されている。古代史上における本庄付近は知々夫国造の勢力範囲と推定されているが、西方へ10kmの神流川を越えた群馬県藤岡市には緑野の屯倉が所在しており、安閑紀に記録されている武蔵国造内紛の説話にもあるように、関連深い地域である。周辺で著名な遺跡としては、白石稲荷山古墳、七輿山古墳、上野三碑などが分布している。

一方、近隣の児玉郡内に目を転じると、児玉町には県内最古の古墳である鷲山古墳が所在し、その周辺には生野山将軍山古墳、金鑽神社古墳、公卿塚古墳が所在する。いずれも5世紀中葉代に所属する直径60m前後の大形円墳で、叩き目格子模様の調整を持つ特徴的な円筒埴輪を使用している。本庄市を含む児玉郡内には古式古墳が県内でも最も多く集中しており、近年ではB種ヨコハケ円筒埴輪を使用する古墳の類例が増加しつつある。

### 《旧石器時代》

さて、市内の歴史的環境は、ローム層の堆積が示すように旧石器時代まで遡る。市内最古の遺物は石神境遺跡、社具路遺跡、田端屋敷遺跡よりナイフ形石器が採集されており、他に古川端遺跡では細石刃と彫器が採集されている。また、三杵山遺跡からは槍先形石器と舟底形石器が出土しているが、いずれも包含層や遺構を確認するには至っていない。

### 《縄文式時代》

縄文式時代に入ると、近隣の大里郡岡部町北坂遺跡より微隆起線文土器が出土しているが、市内においては未確認である。ただし、創草期に所属する有舌尖頭器は笠ヶ谷戸遺跡、将監塚遺跡において出土しており、将来隆起線文土器群が検出される可能性を暗示している。隆起線文土器群以降の縄文創草



期の土器は有勝寺北裏遺跡で絡状体圧痕文土器、爪形文土器が採集されており、つづく押形文土器も確認されている。遺構としては共栄の将監塚遺跡において多数の住居址が発掘調査により検出されており、近年の試掘調査ではその範囲はさらに北方に続くものと推定され、周辺では最も大規模な集落跡と推測される。また、西富田前田遺跡からは加曾利E3式に所属する住居址と土壌が検出されており、今後も類例は増加するものと予測される。なお、市内で出土・採集されたした縄文式土器の型式には井草、大丸、夏島、稻荷台、田戸上・下層、茅山上・下層、黒浜、諸磯a・b、五領ケ台、勝坂III、加曾利EⅠ～Ⅳ、称名寺、堀之内Ⅰ・Ⅱ、加曾利B1・B2、安行Ⅱ・Ⅲaが見られる。

#### 《弥生式時代》

市内において弥生式時代に所属する遺跡や遺物は極めて少ない。本時代の遺跡の立地は児玉郡内の場合、丘陵ぞいの谷田が形成される地形に接して分布することが多い。市内で同様な地形を見せるところは、浅見山周辺及び本庄段丘崖が浸蝕された部分である。各遺跡の概要については後述する考察の中でふれるのでここでは割愛する。

#### 《古墳時代》

古墳時代に入ると、市内の遺跡数は急激に多くなり、本庄市における歴史的な画期の一つを迎えたことを指示している。本庄市における埋蔵文化財の大半は古墳、奈良・平安時代に代表されるといっても過言ではない状態である。以下に土器型式による編年観を前提として整理してみる。

五領式期の遺跡は女堀川の中流域で、関越自動車道本庄・児玉インターチェンジ周辺に集中する箇所がある。児玉町後張遺跡、本庄市四方田遺跡がそれで、近接して下田遺跡、七色塚遺跡のグループ。西富田本郷遺跡、社具路遺跡南地点のグループがある。他に児玉町生野山周辺と雷電下遺跡、それに今回調査を実施した今井諏訪遺跡が所在しており、前代の弥生時代の範囲を一回り大きくした女堀川流域を拠点に分布する。すなわち、これらの遺跡に取り囲まれた状態で、後の条里遺構が広がっており、五領式期に農耕生産地の拡大と進出がはじまったことを物語っている。このことは、弥生時代の場合、谷水田が開拓されたと推定される地理的な立地を示すのと対象的である。

和泉式期に入ると注目すべき遺跡の出現の在り方を見せる。和泉Ⅰ式期に属する遺跡には後張遺跡、九反田遺跡、夏目遺跡等が見られるが、現状での分布は前段階の五領式期を圧倒するものではない。ところが、和泉Ⅱ式期の段階に至ると、大字西富田地区と先のインターチェンジ周辺、本庄段丘崖ぞいにかけて急激に集落遺跡が多く出現するようになる。本段階は住居址内に造り付けのカマドが導入される時期で、土器には須恵器の模倣品や大形単孔甗の出現などが観察され、生活様式の変化が著しくなる。また、布留式甕等、畿内の土器も観察される。さらに、首長墓としての古墳葬制の導入がほぼ定着する段階でもあり、本地方においては一つの歴史的画期をむかえている。市指定文化財となっている二本松遺跡は本時期から鬼高式期への過渡期にかかる短期間の集落跡であり、他に社具路遺跡北地点、夏目遺跡、南大通草田郷の遺跡が集中し、西富田遺跡群の一部を形成している。一方、段丘崖ぞいには五領式期にかかる遺跡として、大字小島の下野堂周溝墓群（五領Ⅳ式期）の被葬者が居住していた集落の存在が予測されるが、五領式期や和泉Ⅰ式期にかかる集落等は皆無に等しい。しかし、次期の和泉Ⅱ式期になると小島本伝遺跡、本庄城址遺跡、薬師堂遺跡、諏訪新田遺跡、東五十子城跡遺跡が出現し、単に前代の集落から移動したとは考えがたい集落数の増加を見る。

鬼高式期に属する遺跡は多い。同Ⅰ式(古)に所属するものとして下田遺跡、今井諏訪遺跡、七色塚遺跡、南大通草田郷の遺跡、夏目遺跡、西富田新田遺跡、四方田遺跡、東五十子城跡遺跡がある。この内、夏目遺跡第51号住居址のカマド内からは、何等かの祭祀に使用された可能性が示唆される三連小壇が出土しており、また、カマド製作時に袖内に白玉を埋納する儀式も行われたようで、白玉出土の類例が多い。このことは、カマド導入に関連して、これにかかる新たな祭祀が行われたことを暗示するものであろう。鬼高Ⅱ式期の遺構の数は多いが、編年的に作業が停滞する傾向にある。社具路遺跡北地点、山根遺跡、夏目遺跡において住居址が多く検出されている。いわゆる鬼高Ⅲ式期は型式設定自体に問題を残すが、古川端遺跡第10号住居址に類例を見る。本段階より一段階遡ると推定される南大通草田郷の遺跡の第36A号住居址より出土した一群にはTK209型式の須恵器が2点共伴しており、鬼高式期後半の時間的位置づけを暗示している。

### 《古墳墓》

市内にはかつて200余基ほどの古墳が存在した。しかし、現在では盛土を残すものがわずかに10数基にとどまり、開発行為のすさまじさを反映している。このような破壊は近年にはじまったものではなく、主要古墳群が中山道ぞいに所在したため、その破壊は江戸時代まで遡ることが発掘調査等により判明している。前述したごとく児玉郡内には多くの古式古墳が存在するが、市内には前山1・2号墳、公卿塚古墳、熊野十二社神社古墳、三笠山古墳、八幡山古墳が所在しており、いずれも和泉式期に所属する。この内、公卿塚古墳からは叩き目格子状調整のある円筒埴輪が出土しており、滑石製模造品から5世紀中葉に位置づけられる。なお、本古墳は蛭川河川跡の岸に立地し、その上下流域には集落跡が多く所在しており、その被葬者像とこれらの集落の有機的な関係を暗示している。

埴輪は前述した公卿塚古墳の特殊な類例の他に、近年B種ヨコハケ円筒埴輪を使用した古墳址が相次いで検出されている。形象埴輪は石神境古墳より帽子をかぶった男子、女子、馬、家埴輪が墳丘を囲繞することが復原可能な状態で出土している。御手長山古墳からは男子農夫(市指定文化財)、家埴輪。関根古墳においては女子人物埴輪。三笠山7号墳の周堀内より馬埴輪が出土している。また、塚合古墳群内より盾、サシバ埴輪が出土しており、形象埴輪の破片は多く採集されている。なお、埴輪窯址は宥勝寺北裏窯址と赤坂窯址の2カ所が存在するが、需要力や古墳の数から未確認の埴輪窯址が存在するものと予測される。

古墳群としては約100数十基前後存在したと推定される旭・小島古墳群が埼玉県選定重要遺跡として指定されている。詳細な支群は不明であるが、西群は5世紀中葉から6世紀前半の古式古墳が小規模な群を構成している。対する東群は従来より7世紀代を中心とする終末期の群集墳と思われていたが、前者と対峙する位置でやはりB種ヨコハケ埴輪を持つ古墳址が確認され注目されている。西群の南端にあたる下野堂地区からは「大」字線刻帯金具を出土した開拓1号墳が存在し、その前代の首長の墓と推定される下野堂二子山古墳は、本古墳群内ではじめて前方後円墳を造営している。第2の規模を誇る古墳群としては塚合古墳群をあげることができる。約80基前後で構成されているものと推定されるが、早くより市街化が進行し、内容的に不明な点が多い。群の中にはB種ヨコハケ円筒埴輪を持つ円墳址と前方後円墳が存在する。その他の古墳群には北原古墳群、御堂坂古墳群、鶴森古墳群、東五十子古墳群、西五十子古墳群、大久保山古墳群、東富田古墳群が存在するが、これらの内、西五十子

古墳群は総合公園建設に先立つ緊急調査により、数十基単位の大規模な群集墳であることが判明している。

以上の古墳が築造されたのは5世紀中葉から7世紀代の古墳時代中・後期、終末期に至るものであるが、その内部主体については前山2号墳で粘土槨が検出されており、八幡山古墳では箱式石棺が検出されている。西五十子古墳群や石神境古墳は推定される時期から礫槨ないし木棺直葬であった可能性が示唆される。最も多く築造された7世紀代の古墳は東谷古墳、御手長山古墳に代表されるごとく、角閃石安山岩を加工した胴張りのある横穴式石室からなるが、大半は自然礫を使用したいわゆる模様積み石室である。

#### 《奈良・平安時代》

およそ奈良・平安時代にあたる真間・国分式期の遺跡は、分布調査等によってかなり確認されている。集落のほぼ全体が検出された将監塚遺跡は遺構や墨書土器等の遺物から郡衙に関連した遺跡ではないかと推察されている。本時期の集落跡は大字今井、共栄地区に顕著である。これは和泉、鬼高式期の集落跡が東方の大字西富田、大字東富田地区を中心に分布するのと対称的である。南大通草田郷の遺跡の第51号住居址は国分式期の比較的古い段階に所属するが、「武蔵国児玉郡草田郷戸主大田部身万呂」と線刻された紡錘車が出土している。これにより、同遺跡付近が『和名抄』に記載された草田郷の一部であることが確認され、かつての部民制をもとに編成された大田部の末裔が居住していたことが推定される。本庄城址遺跡は真間・国分式期の集落跡であるが、遺構数や発掘面積に比して異常に多くの土錘が出土しており、調査時で200以上に及ぶ。あるいは、河川での漁業を業としていた集団の存在を指示するものかも知れない。木簡文書の中に見る武蔵国から鮒を献上した記録が想起される。ちなみに、真間・国分式期は律令国家体制の時代であるが、この時期に国家的あるいは、地域単位集団で大規模な土木事業がなされた遺構に、古代のほ場整備事業とも言える条里制遺構があげられる。女堀川流域と久下塚、新田原にかかる男堀川ぞいに遺存していたが、これらは現在の土地改良事業により、数年後にはほぼ地表面から消滅する運命にあり、誠に遺憾である。なお、同条里遺構は現況測量図を作成し記録保存している。

#### 《中・近世》

本時代にかかる考古学的な遺構や遺物は少ない。発掘調査で判明した遺構としては土墳墓がある。社具路遺跡北地点、今井諏訪遺跡、本庄城址遺跡等で群として検出されている。前1者からは瓦類が出土しており、その中に六角形の露盤が検出されたことから、付近に六角堂が存在した可能性を暗示している。市街地南方に位置する浅見山の東麓には中世寺院跡が所在する。同部分は東谷中世墳墓跡でもあり、瓦類、五輪塔、板碑の他に黄瀬戸、瀬戸黒、瓦器製の骨壺が出土しており、市立歴史民俗資料館で保存されている。

古代から中世に至る時期には律令国家の崩壊とともに武士集団が発生する。児玉地方の動向も同様で、武蔵七党の一つ児玉党が出現する。その党祖は遠峰維行で、中央より阿久原牧の管理者として派遣されたが、土着次第に児玉地方に勢力をのばしたと推定されている。その子孫は荘氏を名乗るようになり、維行より5代目の荘小太郎頼家は一ノ谷の合戦で戦死したが、父にあたる家長は平重衡を生け捕り軍功をあげている。頼家の戦死に対して夫人の妙清禅尼は有勝寺を建立する。今、児玉礼場

の一つとなっており、その所在は前述した東谷中世墓の北にあたる。同寺の墓地には頼家の墓とされる五輪塔が文化財として指定されている。

児玉党の館跡は市内に多く分布しており、四方田氏館跡は最も遺存度がよい。その他に東本庄、栗崎、本田、西富田、東富田、今井、牧西に所在する。これらの主は地名人名を持ち、それぞれ富田氏、今井氏、牧西氏を名乗るが、荘（庄）氏の本宗は本庄を名乗り、分枝した氏族は庄の姓が訛った四方田、庄田を名乗るものもいた。本庄氏の本拠地は宥勝寺の東側に所在する東本庄の地であったが、16世紀ごろには現在の本庄3丁目5番の市街地北方にあたる本庄段丘崖ぞいに移動し、本庄城を築城する。ここに至って町や神社も移動し、城下町が形成されることになるが、本庄城自体は弘治2年(1556)に築城後、わずか56年間で廃城となる。この間、まず天正18年(1590)に秀吉の関東攻めで落城し、本庄氏は没落する。かわって、信州より転封された小笠原信嶺氏が新城主となる。しかし、小笠原氏も古河に転封され本庄は幕領となる。江戸時代の本庄の発展は、城址の南側を走る中山道の宿場町として出発する。江戸に近いことから経済、文化が発展し、現在でも文人等の遺産が残されている。天保14年(1843)には戸数1212軒を数えるに至り、中山道最大の宿場町として発展する。

#### 《近代の本庄》

本庄の近代は日本鉄道（現在のJR高崎線）や、利根川の水利等の交通の便がよいことから、養蚕事業の中心地として繭市場が発展する。余談ではあるが、明治維新には本庄遷都論が机上の草案として試みられた。その理由としては、東京湾から内陸部にあること、水が豊富にあることに由来する。

現代は道路など交通網の発達により、首都圏の遠距離通勤圏として再び都市整備の拡充が要求されている。現在本庄市では生涯学習の充実や余暇の利用に対するニーズに対応すべく、文化・芸術行政に対する検討がなされている。このような状況を鑑みる時、本庄市の礎となった祖先のあゆみをここでふりかえることは、未来の本庄をみつめることにもなろう。

## II 遺構と遺物

### 1 調査の方法

今回の調査対象地は上越新幹線をはさみ南北に通過する道路であった。3次にわたる調査で、周辺の遺構の範囲、規模等に関する資料は得られていたので、事前に遺構の集中する箇所が予測されたが、周知の遺跡外も該当したため試掘調査より実施した。調査はバック・ホーを導入し、表土剥ぎを行った。新幹線の北側は上里町境界までの約270mを対象とするが、その大半は無遺構・無遺物で新幹線に接する近辺においても、当初第3次調査の延長上にあたる遺構が多数検出されるものと期待されたが、わずか20mの範囲内で溝9本を検出するにとどまった。調査地の大半はロームの粘土化が発達しており、後述する野水の氾濫源であることが判明した。

一方、新幹線の南側は全長約210mを対象とし、試掘調査から実施した。やはり大半は無遺構・無遺物であったが、新幹線よりにおいて遺構の集中する箇所が確認された。これは島状微高地の近辺にあたり、本遺跡でも特に住居址や周溝墓に関する遺構の範囲が限定されることを暗示している。検出された遺構は周溝墓2基、溝、土壌若干である。なお、当該年度は異常気象による秋の長雨と、本地域に特徴的ないわゆる久上水と呼称される数年に一度発生する湧水のため、調査面積に対し多くの日数を割く結果となった。

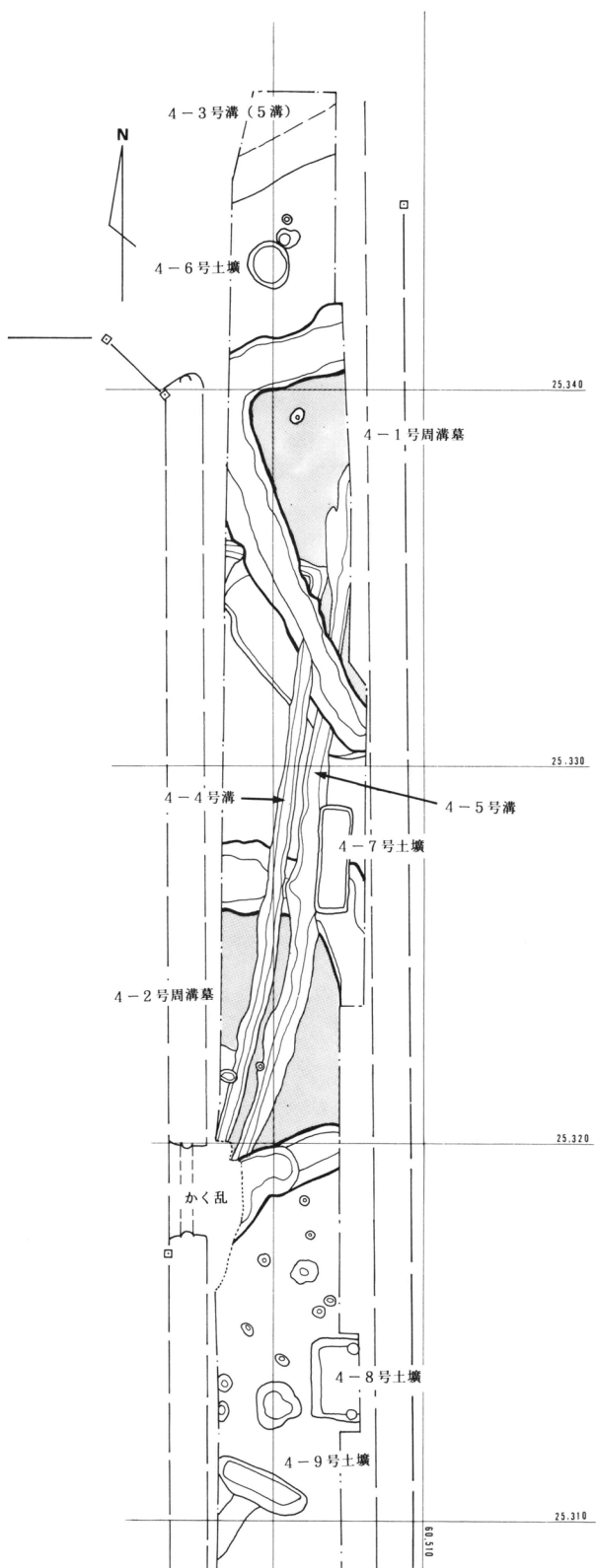
### 2 遺構と遺物

#### 4-1号周溝墓

新幹線南側のトレンチにおいて北及び、西側周溝部分が検出された。今回新たに確認された周溝墓で、第1次調査で検出された5溝の南縁と平行している。両者は約2.8mの距離を隔てる。南東部が近世の溝により破壊されているが、遺存度は良好であった。大半は東方の畑内に埋蔵されているものと推定される。周溝内は一律の深さに掘削されておらず、北側が概して浅く、西側はほぼ中央部で一端浅くなり、両側はもっとも深い。溝内の断面は内側が急傾斜を示し、対する外側は緩傾斜にロームを掘り窪めている。幅は確認面で最大1.5m、最小1mを測り、深さは確認面より最深部で55cm、もっとも浅い部分では29cmを数える。北西部の内側コーナー及び、南東部の外側コーナーを確認しており、これらの遺存状態から本周溝墓は一辺約8.6mを測る規模と推定される。現状において墓域内で盛土は観察されなかった。

西側の周溝の外側に平行する状態で、ほぼ長方形に一段掘り窪められたテラス状の遺構が確認されている。位置的には周溝の外側中央部にあたる。長さ4.8m、幅1.36m、深さは確認面より12cmを測る。

遺物は小形台付甕が北西コーナー付近の周溝下底より転落遺棄状態で出土しており、周辺の上にも若干の土器片が見られた。先にふれたテラス状遺構の中央部で、周溝に接する部分より有段口縁壺と埴が出土している。これらは周溝内側にあつて転倒したものではなく、明らかに周溝の外側で供献されたものと推定され、テラス状遺構の性格と本周溝墓の正面観を示唆するものである。なお、土器片はテラス状遺構の基底面より若干浮いた状態で出土している。



第1図 今井諏訪遺跡遺構配置図

#### 4-2号周溝墓

4-1号周溝墓の南方で約2.8mの距離をおき、新たに検出された。周辺は近世の溝、土壌等による攪乱が著しく、当初は地形に左右された北東方向に走る溝群の一本と考えられたが、東側を拡張した結果、周辺の溝群は1基の周溝墓を形成することが判明した。したがって、遺存度は良好とはいえない。確認された部分は南北及び、東側にかかる周溝の一部で、北東コーナーを確認している。調査部分の中央部は近世の溝が通過し、南西側においては攪乱が顕著である。溝の深さは一様ではなく、南北の西半部において最も深く、東側では浅い傾向にある。深さは最大が確認面より50cm、最も浅い部分が12cmを測る。幅は最大で2m、最小が1.3mを数える。本周溝墓の規模は南北が一辺5.7mを測り、周溝墓としては小形である。

遺物は皆無に等しい状態であった。ただし、発掘調査前に本遺構の範囲内において五領式と考えられる小形器台の小片が採集されており、4-1号周溝墓と同時期と推定される。

#### 4-3号溝（第1次調査5号溝）

新幹線の南側トレンチの北端において、第1次調査で検出された5溝の南西延長部が確認された。ただし、9月の異常気象（長雨）により、本地域独特の野水と湧水のため崩落したので、実測及び写真撮影は不可能となった。開掘は地表面下約1.8mまで達したが下底部に至っていない。

#### 4-4・5号溝

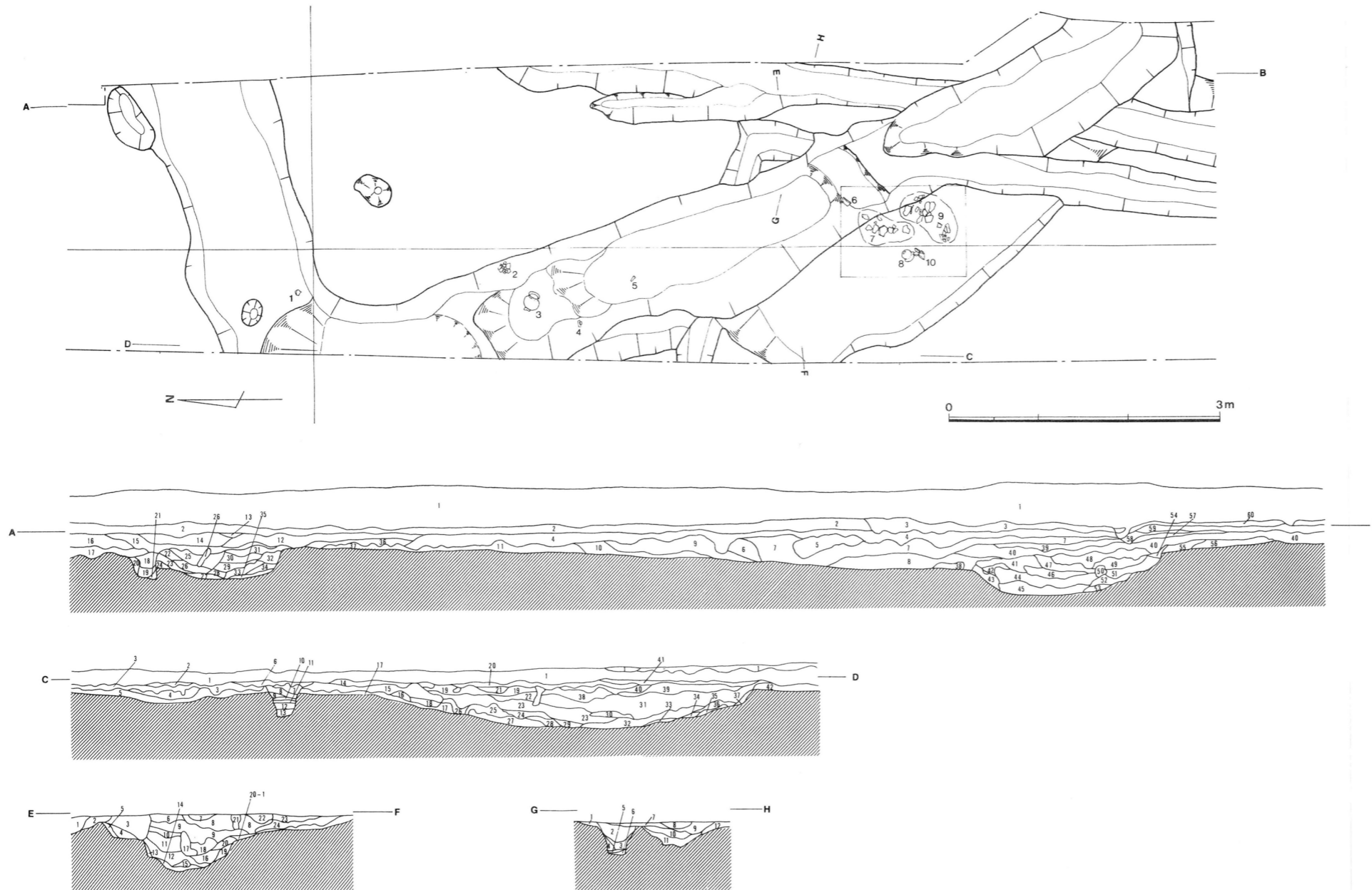
南北方向に近い状態で検出された。先の2基の周溝墓を切断している。両者はほぼ平行する状態で約20cmの間隔を保つ。4-4号溝は西側に、4-5号溝が東側にあたる。前者は幅50cm、深さ40cmを測り、コの字状断面で深く明瞭である。北方においては周溝墓内でほぼ直角に西方に曲がっている。対する後者は幅70cm、深さ15cmと浅く、断面はレンズ状を呈する。遺物は皆無であった。覆土には上位に天明3年の浅間火山砂の堆積が観察された。本遺構は土地改良前の旧道路と一致することから、これに伴う側溝と推定される。

#### 4-6号土壌

4-3号溝と4-1号周溝墓の間で検出された。直径1.2m、深さ14cmを測る。浅く不明瞭な円形土壌で遺物はなく性格は不明。北側に接して直径50cm、深さ16cmと直径20cm、深さ22cmのピットが検出されたが、意味不明である。

#### 4-7号土壌

4-2号周溝墓北東コーナー付近を切断する状態で検出された。当初住居址と思われたが、拡張の結果、南北に細長い土壌であることが確認された。長さ2.9m、幅90cm、深さ44cmを数える。覆土はブロック状のロームが含まれており、人為的に埋められた可能性がある。



第4-1号周溝墓A・B断面土層観察表

1、道路敷地 2、旧耕作土 3・59、盛土 4、溝内覆土(天明3浅間砂多量)  
 5、黄灰褐色土 6、黄味の強い黄灰褐色土 7・58、灰褐色土(褐鉄粒) 8、  
 ローム 9、黄灰褐色土 10、ローム 11、ローム(硬質) 12、灰褐色土 13、  
 暗黄褐色土 14、茶味灰褐色土 15、黄味灰褐色土 16、灰褐色土(荒粒) 17、  
 暗黄褐色土(黒土、砂質ロームブロック含む) 18、茶味黒土 19、黒土 20、  
 ロームブロック 21、ロームブロック 22、茶味灰黒色土 23、灰味黒土 24、  
 ローム 25、暗茶灰色土 26、攪乱 27・35、黄意灰色粘質土 28、灰褐色土(ローム  
 ブロック含む) 29、灰褐色土 30、黄味灰褐色土 31、暗灰褐色土 32、灰  
 褐色土(ローム粒含む) 33、灰色土(ロームブロック含む) 34、明灰褐色土  
 (ロームブロック含む) 36、暗黄褐色土(細粒) 37、ローム 38、ロームブ  
 ロック(硬質) 39・57、淡黄灰色土 40、明黒褐色土をベースに淡茶褐色土斑  
 点状 41、灰味黄褐色土 42、黄褐色土 43、淡黄褐色土(ローム、マンガン粒  
 多量) 44、暗灰褐色土(ロームブロック均等に含む) 45、黒土・ロームブロッ  
 ク混土 46、黄灰褐色土 47、灰褐色土・黄褐色土混土 48、暗灰茶色土 49、  
 暗灰褐色土 50、茶味暗茶褐色土 51、灰褐色土 52、黒褐色土 53、ローム 54、  
 茶褐色土 55、黄味暗褐色土(ローム粒多量) 56、ローム 60、淡黄色ローム  
 (盛土)

第4-1号周溝墓C・D断面土層観察表

1、盛土・旧耕作土 2、灰褐色土 3、15、黒茶褐色土 4、暗茶褐色土・ローム  
 混土 5、ローム 6、灰褐色土(荒粒) 7、ロームブロック 8・9、13、  
 黒土 10、12、ローム・黒土 11、ローム 14、灰褐色土(荒粒) 16、よごれ  
 た灰味暗黄褐色土 17、ローム 18、暗褐色土・ローム大ブロック混土 19・38・  
 39、黒味暗茶褐色土 20、黄灰褐色土 21、暗灰色土 22・31、暗茶褐色土(細  
 粒) 23、灰味黒褐色土(荒粒・ローム粒) 24、黒土・ローム粒・ロームブロッ  
 ク混土 25、暗灰褐色土 26、灰褐色土・黄褐色土混土 27、よごれた暗黄褐色  
 土(ロームブロック多量) 28、黄灰褐色土 29、黒土(緻密) 30、暗褐色土  
 32、黒土(ロームブロック下位ほど多量に沈殿) 33・34、灰色粘質土・黄褐色  
 ロームブロック混土 35、ローム 36、黄味黒褐色土 37、暗黄褐色土 40、黒  
 灰褐色土 41、旧耕作土床土 42、ローム

第4-1号周溝墓E・F断面土層観察表

1、黄味灰褐色土(砂質) 2、1にロームブロック混在 3、暗茶褐色土(砂  
 質) 4、暗灰褐色土(ロームブロック含む) 5、ローム・黒土混土 6、灰  
 味茶褐色土 7、灰褐色土 8、茶褐色土(ローム粒多量) 9、灰味黄茶褐色  
 土(ローム小ブロック、ローム粒極多) 10、11より粒子細かい 11・18、茶褐  
 色土(ローム粒・ロームブロック含む) 12、暗黒褐色土(黒土粒・ローム粒・  
 ロームブロック含む) 13、ローム・黒土混土 14、ロームブロック(隙間に黒  
 土充填) 15、ロームブロック 16、茶褐色土(ローム粒極多・ローム大ブロッ  
 ク含む) 17、ロームブロック 19、ロームブロック斑点状 20、黒土・茶褐色  
 土混土 20-1、黄味黒褐色土 21、黒褐色土 22、黒土 23、暗茶褐色土(サラ  
 サラした状態) 24、黒味茶褐色土(緻密・細粒)

第4-1号周溝墓G・H断面土層観察表

1、暗黄褐色土 2、灰味暗灰褐色土 3、黄味暗茶灰色土 4、暗灰褐色土(ローム  
 粒多量で黄味帯びる) 5、灰褐色粘質土 6、ローム 7、灰褐色土(荒砂  
 粒) 8、暗灰褐色土(荒粒) 9、灰褐色土(黄褐色土ブロック含む) 10、  
 灰褐色土 11、暗灰褐色土 12、淡黄色がかった灰褐色土

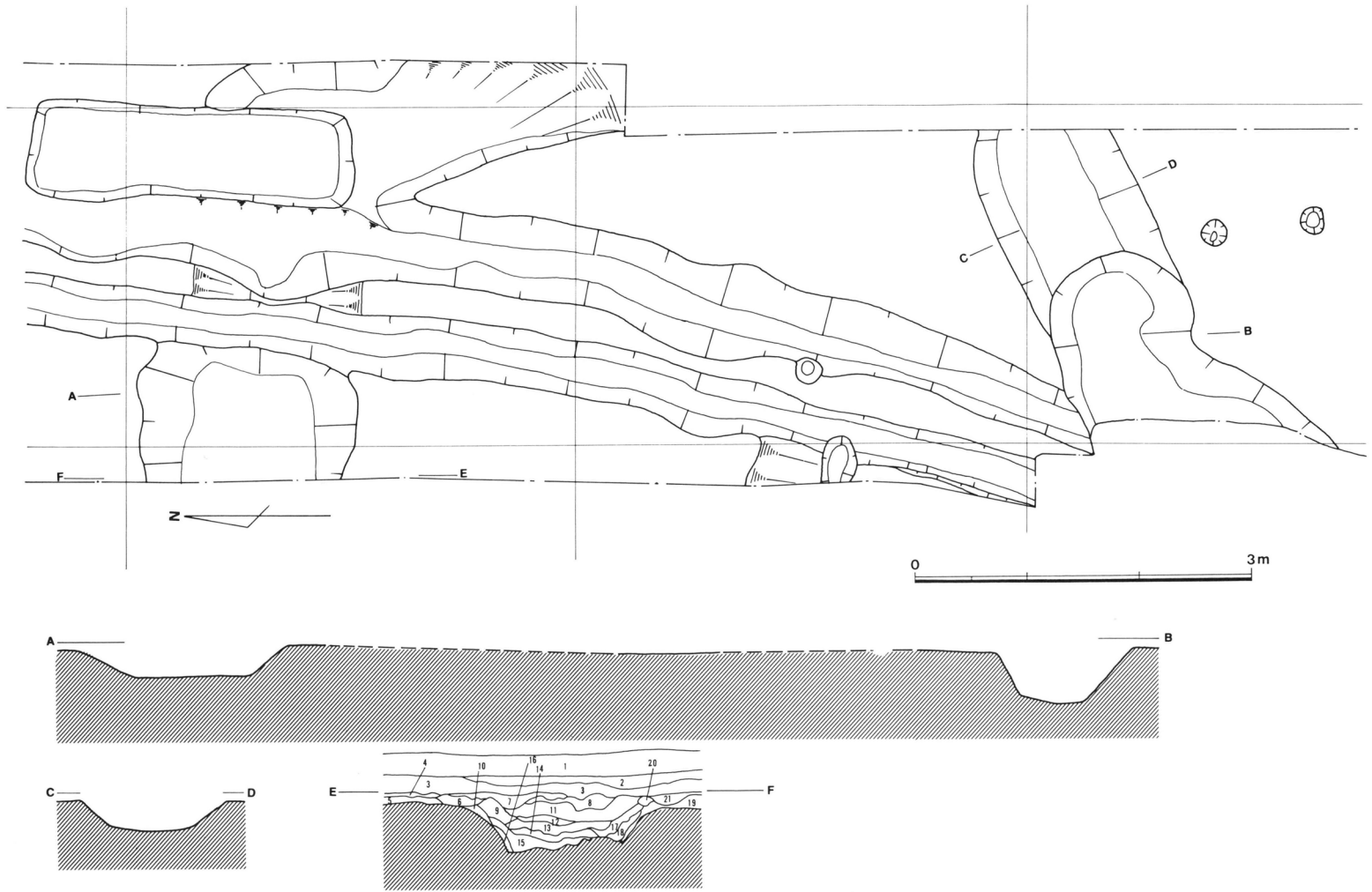
第4-2号周溝墓E・F断面土層観察表

1、盛土 2、旧耕作土 3、旧耕作土(暗灰褐色土) 4、床土 5・10、ローム  
 6、黒土 7、やや明るい灰褐色土 8、黒土 9・16、灰褐色・黄褐色混  
 土 11、灰味帯びた暗褐色土 12・14、暗茶褐色土 13、黒褐色土 15、黒土・  
 ロームブロック混土 17、黄味黒灰褐色土 18、暗黄褐色土 19、ローム 20、  
 ロームブロック 21、黄味灰褐色土

第2図 4-1号方形周溝墓実測図(水準は68.1m)







第3図 4-2号方形周溝墓実測図(水準は68.1m)

#### 4－8号土壙

4－2号周溝墓の南方に位置する。長さ1.4m以上、幅2.1m、深さ34cmを測る。4－7号土壙と同様にいわゆるイモ穴の可能性はある。なお、本土壙の周辺には直径20～40cm前後のピット群が検出されている。これらが住居構造を示すものかは不明である。

#### 4－9・10号土壙

新幹線南側トレンチで検出された遺構の内南側に所在する。4－9号土壙は不定形な土壙。4－10号土壙は半円形に巡る溝状土壙。

出土した遺物は、4－1号周溝墓より検出された土器にとどまる。詳細は後日報告する。

### III 小 考

#### 1 立地地形の分析

本遺跡周辺における地理的な環境については、別報告においてふれている(増田1990)。また、集落の規模等に関してもすでに概要を整理しているが、これらの遺跡の立地条件について述べる時、考古学上の観点からは限界があり、歴史地理学的な考察も必要かと思われる。別報告の時点では、詳細な地形図がなく概略的に報告したが、ここでは周辺の微細な地形の復原及び、調査期間中に偶然発生したいわゆる久上水についてふれておく。

本遺跡をはじめ市内の遺跡のほぼ全体をのせる本庄台地は、扇状地性台地であるためその等高線は円弧を描きつつ緩やかに傾斜している。台地という名詞から一般に平坦なイメージを与えるが、詳細等高線を追跡したり現地観察を行うと、微細な高まりや谷状の地形が各所において観察することが可能である。本地域の地形図については、昭和63年度に実施した県営畑総上里南部地区の発掘調査時に詳細地形図を作成しているが、面工事完了後の測量であったため、事業地内の等高線は旧状を明瞭に示していない。ただし、周辺の地形については新たな資料を得ることができた。また、昭和42年調整の1:3,000本庄市白図並びに、昭和50年代の1:2,500本庄市白図に記入された等高線は、若干の修正を必要とするが参考となる。これらをもとにして現地観察を加え補正したのが付図1である。本調査地付近は標高68m前後を測るが、等高線の下向方向は大きく東北方向に下る。しかし、個々の等高線は大きく蛇行したり、谷状地形を示していることが明瞭である。以下に谷状地形、微高地、野水の流路の分析をまとめる。

##### (1) 谷状地形の復原

本庄台地が平坦な面を形成していても、そこに雨水が流れるかぎり、自然に微低地と微高地は形成される。周辺における微低地は、微細な等高線に明瞭に追跡することが可能である。今回発掘調査を実施した地点の内上越新幹線下にあたる部分は、丁度この微低地が通過する部分で、過去の発掘調査によっても大溝(1-5溝)が検出されている。付近は標高68.25mを数えるが、東北方向に68m、67.75mの等高線に谷状地形が観察され、67mの等高線においては著しい湾曲を示すようになる。同様な状態は66m付近まで連続しており、やがて65mと64mあたりでは幅が広がるが、周辺全体からみれば広範囲な谷状地形を示している。これを微低地谷1と仮称しておこう。

上記の微低地谷1に対して、南東側にはほぼ平行して小規模な谷状地形が観察される。その発生は上越新幹線の北側で標高68m付近である。66mを過ぎたあたりで北方に蛇行し、65.75m近辺で先の微低地谷1と合流する。これを微低地谷2とする。

微低地谷1とやはり平行する状態で、南方には大規模な谷状地形が見られる。この地形は標高68mより大きく湾曲しており、上越新幹線下では大溝(1-3溝)が検出されている。下流の67mから65.5mにかけては、近世の街道である八幡山・鬼石道が谷状地形そのものを利用している。その下流は64.5mでやや南に折れ、再び東東北方向に下る。これを微低地谷3としておく。

## (2) 微高地の分布

各谷状地形の間には微高地が観察される。ただし、微低地谷1の北方に広がる地形は、厳密には幾筋かの微低地が観察される。これらは広域な野水の氾濫源であり、試掘調査によってもロームの粘土化が広範囲に観察され、無遺構、無遺物地帯であることが確認されている。その内、児玉郡上里町境界には現在も久城堀が流水する。微低地谷1と微低地谷3の間には複雑な微高地が北東方向にのびる。上越新幹線が通過する部分の標高68.5mの等高線は、直径約100mの範囲内で一周し、島状の微高地が存在することを示している。この地点より北東の微低地谷1と微低地谷2の間の微高地は貧弱で、面積も小規模である。対する微低地谷2と微低地谷3の間に展開する微高地は、標高66m付近から扇状に広がり、64m付近においてはより広域な面積を占めるようになる。微低地谷3の南方一帯は、現在の西今井集落をのせる広域な微高地が発達しており、さらに南方には水田が営まれている沖積地をひかえる。この微高地は、東方の標高65mの等高線がほぼ南北に張り出している地点で一端とぎれるが、再び東方に派生して社具路遺跡等をのせている。

## (3) 集落遺跡と微高地の関係

上記の微高地上には古代集落遺跡が数カ所に分布する。今回発掘調査を実施した今井諏訪遺跡北地点は、微低地谷1と微低地谷3の間に所在する標高68.5mの島状地形と重複する位置にあたる。この地形の外側を走る68mの等高線は南北と東方の三方に円弧を描き、微高地の範囲を暗示している。一方、北東部は微低地谷2がはじまっており、その周辺の等高線は密集していることから島状地形とは隔絶される。対する西南方は、今回発掘調査を行った地点においては、周溝墓の他に住居址が検出されていないことから、68.25m付近で島状微高地が終わるものと推定される。この島状微高地が今井諏訪遺跡北地点における五領・和泉式期の集落跡の範囲を指示するものとするれば、当該古代集落跡は東西700m、南北220mの規模を有するものと推測される（増田1991）。

上記の島状微高地の下方には扇状に広がる広範囲な微高地が観察される。この範囲からは西富田新田遺跡、夏目遺跡が検出されている。西富田新田遺跡は、南北に長く発掘されたが、住居址の範囲は比較的限定されていた。南側は微低地谷3により隔絶されている。この南方には後述する小規模な湧水地点が認められ同遺跡の南限を指示している。対する北側は66mの等高線が東西に走っており、微低地谷1を形成する大きな微低地に接していることが判明する。したがって、西富田新田遺跡は扇状微高地の西端に所在することになる。同遺跡は微高地の範囲からすれば、東方の夏目遺跡と同一の地理的環境内に所在する。しかし、夏目遺跡は和泉・鬼高・真間式期に至る、ほぼ連続的に居住した集落であるのに対し、西富田新田遺跡では和泉式最終末もしくは鬼高式最古段階に限定された集落で、時期的には分散・集中していた可能性も考慮される。

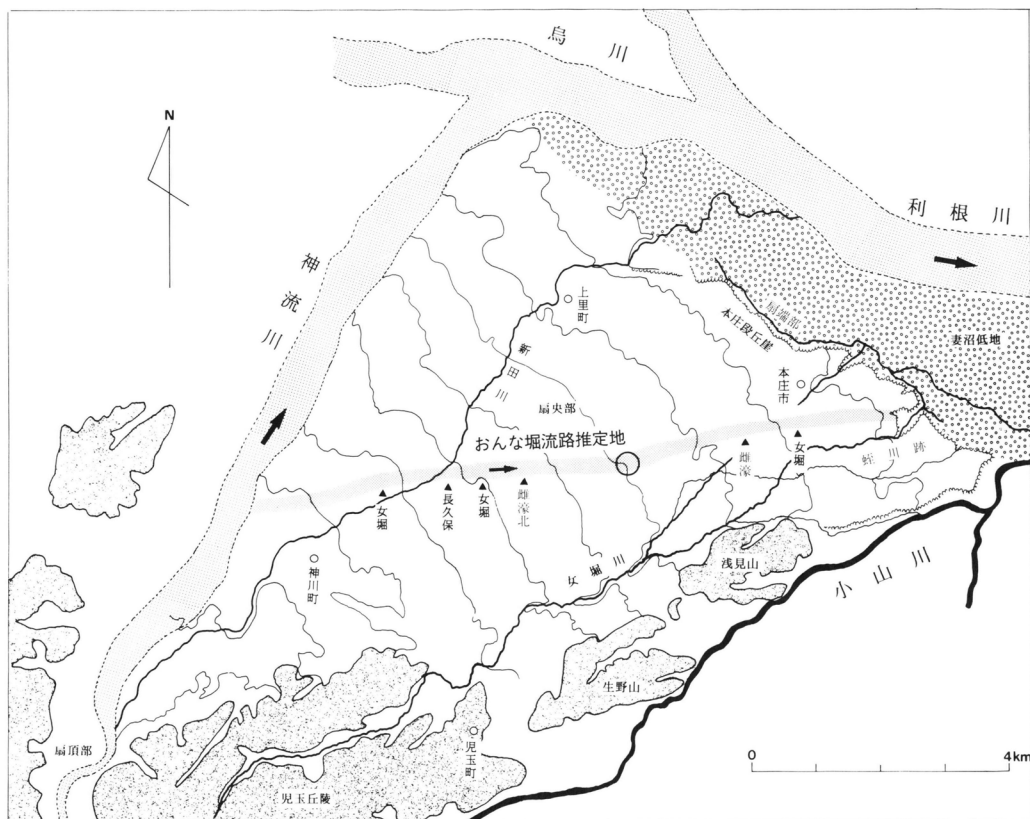
微低地谷3の南方一帯に広がる微高地を選定した集落跡は、上越新幹線下で検出された今井諏訪遺跡南地点が確認されたにとどまる。これは、同微高地の大半が現在の集落に選地されているため、未確認な要素が大きい。微高地の範囲からはかなり広域な集落立地の可能な環境を示すが、内容については不明といわざるを得ない。本微高地の東方で標高65mの等高線以東は、社具路遺跡・薬師遺跡等、

大字西富田字金鑽を中心として大規模な集落跡が存在する。

#### (4) 遺跡内を通過する「おんな堀」について

前述した谷状地形に野水が流水することは、地元の人々には周知である。この内、微低地谷3を流水する野水の流路は、今井諏訪遺跡の1-3溝と、夏目遺跡と社具路遺跡の間で旧河道(長谷川1985)として発掘調査により確認されている。ところで、本庄台地上には西方の神流川より人工的に掘削された用水堀である女堀が存在する。その流路跡ぞいには字女堀、字雌濠等の遺称地が見られる。ただし、現在市内を流水する建設省一級河川の『女堀川』とはまったく別の堀跡で、名称的に混乱をさけるため、ここでは『おんな堀』と呼称しておく。

この流路は今井諏訪遺跡より南西方約12kmの神流川より引水され、流末は本庄段丘崖下の元小山川に至る、全長約10kmにおよぶ人工の用水堀跡のことである。造営年代や施工者は判明していないが、旧児玉郡域と賀美郡の一部にまたがり掘削されていることから、単なる村単位のような事業ではなく、水利的にも郡単位を越えた大規模事業であったことが示唆されている。おんな堀の流路は第5図でも判明するように、扇状地性台地の中央部をほぼ東西に横断する状態であるが、自然地形と必ずし整合していない。しかし、もとより微低地であった部分をたくみに利用し、掘削されたものと推定され、



第4図 神流川扇状地とおんな堀流路推定地(拠、水島1985をもとに作図。  
新田川をはさみ東側は洪積地、西側は沖積地にあたる)

今井諏訪遺跡周辺を通過する部分も微低地を利用したものと考えられる。したがって、1-3溝や社具路遺跡北側の旧河道の流路跡は、おんな堀の掘削以前より野水や湧水の流路として存在していたものと考えられる。この流路跡に接して今井諏訪遺跡、西富田新田遺跡、夏目遺跡・社具路遺跡等の古代集落跡が立地するが、後述でふれるごとく、この流路跡には湧水による野水が流れる。しかし、これは異常気象による一時的なものであり、これが常時生活用水として利用された可能性は少ない。ところが、現状においてこれらの古代集落の生活で不可欠な河川は現在のところ近隣に所在しない。このことから生活用水としては井戸等を前提にあるいは、律令時代以降は大溝の開掘も必要であったことと思われる。いずれにせよ、周辺の自然地形で微高地は集落に、微低地は水路や稲作生産の場として利用されたことを暗示している。

## (5) いわゆる久上水の発生

神流川扇状地は半径約11~14kmを測る。今井諏訪遺跡が立地する地点は扇頂部から9~10kmの地点にあたる。この部分に秋の長雨がつづき、大型台風が通した時のみ発生する湧水現象がある。これを地元では「久上水」と呼んでいる。したがって、常時定期的におこるわけではない。本事業である県営畑総上里南部地区に伴う発掘調査の内、昭和63年度及び本調査年はこの久上水発生年にあたり、発掘調査自体にも多大の影響をあたえた。これらは複数の地点で発生し、その流路と遺跡の関係が問題となる。

久上水について故水島治平（元本庄市史編集委員）は最初に総括的な研究をし報告している（水島1985）。すなわち、江戸時代の古文書にも現れ、下流の本庄宿に甚大な浸水被害をだしている。これに伴う治水事業に関する古文書も見られる。近年では下水側溝も整備され、市街地に被害を及ぼすことはほとんどない。しかし、かつての野水の流路を通過する道路部分などは未だ冠水することもある。ここでは、当該年度に発生した現況を記録しておく。

近代の記録に残る久上水は明治43年に見られ、近年では昭和43年9月と昭和57年9月に発生している。平成3年の9月は上旬より秋の長雨がつづき、地下に浸透した水は飽和状態となったものと考えられる。湧水の発生は従来より指摘されていた各所で観察された。すなわち、西富田境湧水地、下郭害道添湧水地、西原湧水地（カモ沼）、松原郭西湧水地で、他に上里町側においても湧水していたことが確認されている。また、これ以外に西原湧水地の西側で小規模な湧水地が確認された。なお、下郭街道添湧水地の下流で西富田新田遺跡の南側にあたる部分においても小規模な湧水地が存在するが、現在は人家がたっており、今回は確認されなかった（長谷川1985）。各地点は池状を呈しているが、湧水は噴水のごとくわき出る状態ではなく、池状の部分ではまったく湧水していることさえ確認しがたい。ただ、末端の流出部分において、小川のように流れていることから、湧水の存在が把握できるのである。この状態はさらに下流部にいくほど著しくなり、特に西原湧水地のやや下方は畑、水田が一面池状となり、下流においては久城堀と合流した結果、大字西富田字六所、井戸畑、弥藤次付近は付設されたU字側溝よりあふれだし、床下浸水が発生している。各湧水地は西原湧水地が谷1ぞいに流下し、現在の久城堀に合流する。松原郭西湧水地、下郭街道添湧水地、西富田境湧水地は谷3ぞいに流下しており、これは前述したおんな堀の流路と整合する。

ところで、久上水が発生する地点の地形を詳細に分析すると次の共通点が見出だせる。西富田境湧水地は谷3の下流部で標高65mの等高線がほぼ南方に湾曲し、北東方向に派生する微高地を切断する状態を呈する。下郭街道添湧水地は谷3を形づくる標高67mの等高線がやはり南方に湾状に湾曲する部分で発生している。西富田新田遺跡南方の小規模な湧水地は、同地点の調査に伴う微細な測量により南方に湾曲する地形が観察されている。松原郭西湧水地も現状は平坦に見えるが、詳細な等高線には南方に張り出す状態が標高68.5m上に観察され、谷3に流水している。西原湧水地は谷1に流れるが、標高66m及び、66.25mの等高線上に著しい湾曲が観察される。その西方の小規模な湧水地も同様な地形が観察される。

以上の各湧水地に共通することは、谷状地形及び微高地が扇状地の自然地形に添ってほぼ北東方向に派生するのに対し、湧水地点は自然地形に反発するような状態で、ほぼ南北に入江状に窪んでいることである。このような状態の結果として微高地を切断する形となり、どの部分においてもおこるわけではなく、神流川扇状地の本地域の特殊な地形のみで発生することが判明する。これらの観点から久上水は湧水と流路の関係をもとにするならば、互いに関連性を持つことが示唆される。

久上水の発生がどの時代まで遡るかについては、現状で不明である。しかし、古墳、奈良・平安時代の集落立地との関係を考慮すれば、各野水の水路周辺に存在しないことから、その上限を予測している。



## 2 弥生時代から古墳時代前期にかかる動向（概要）

市内における五領式期以前、すなわち弥生時代の遺跡については、その確認件数が少ない。当該時代に属する遺跡の立地は、大きく本庄段丘崖ぞいと浅見山周辺の2者に大別される。いずれも谷津状地形が観察され、沖積地を控える部分に所在する。また、未確認ではあるが段丘崖下で妻沼低地の上流部にあたる低地において将来検出される可能性も示唆される。市内における最古の弥生時代遺跡は、大久保山A遺跡（浅見山I）で検出された中期前半の再葬墓19基であるが、当該時期の住居址については未確認である。後期に至ると宥勝寺北裏遺跡、大久保山遺跡、山根遺跡、薬師堂遺跡と多くなり、住居址の類例も増加する。現状において弥生時代から五領式期に至る遺跡の変遷は、土器の型式編年を基準にするかぎり連綿として追跡することはできない。その理由としては未だ未確認の遺跡が存在することも考慮される。しかしながら、遺跡の分布は段丘崖ぞいの2遺跡を除き、すべて大久保山（浅見山）に集中する傾向にある。このことは、弥生時代において大久保山をテリトリーとする一集団が存在したことを指示するものであり、これらの集団が後にどのような地域に移動をしたか興味深い問題を内包している。

対する古墳時代前期の五領式期の遺跡は大久保山周辺にも所在するが、その立地に変化を見せ新たに平地部に進出する。すなわち、本庄台地上を流水する女堀川及び男堀川によって沖積化された部分やその周辺に広く分布するようになり、その立地環境からすれば、稲作生産を前提とした新たな集落選地を暗示している。五領式期の遺跡の内、住居址は市内で6カ所程度にとどまる。これらの遺跡はやはり土器編年上は連続的にとらえることができず資料的に欠落している。しかし、その件数からして弥生時代と著しい変化はなく、弥生時代以来の在地的な集団による集落の選地移動である可能性を暗示している。

市内周辺における周溝墓の検出は、今井諏訪遺跡周溝墓、下野堂周溝墓、大久保山遺跡周溝墓の他に、隣接する児玉郡児玉町飯玉東遺跡周溝墓をあげうるにすぎない。これらはいずれも五領式期に所属するものであるが、一方では五領式期にあたる住居址の検出数も少ないのが現状である。したがって、逆にみればこれらの住居址と周溝墓の被葬者は関連することを指示している。市内の五領式期の住居址は、今井諏訪遺跡北地点、社具路遺跡南地点、四方田遺跡、下田遺跡、七色塚遺跡、総合公園内遺跡（仮称）と隣接する児玉町後張遺跡が見られる。これらの内、今井諏訪遺跡は同地点内に周溝墓があり、下田遺跡と七色塚遺跡は南方に大久保山周溝墓が関連する位置関係にある。社具路遺跡では近隣に周溝墓が確認されていない。社具路遺跡南地点は微地形上、南方の西富田本郷遺跡と連続するものと推定され、同遺跡においても五領式の小形器台が検出されている。これらのことから、近辺に未確認の周溝墓が存在することも予測される。これらに対して、段丘崖ぞいには顕著な五領式期の住居址が検出されていない。しかしながら、下野堂周溝墓が存在することから近隣に当該時期の住居址の存在が考慮される。

今井諏訪遺跡の周溝墓群は、4次にわたる調査で8基の存在が確認され、これらはいずれも五領式後半に所属するものである。まず、群構成については今回の微細地形の復原においても、5号溝が走る部分に微低地が観察され、この地形を介して2群に分離されることは第2次調査の報告書に記され

ているとおりである。1-50、1-51(2-1)、2-2号周溝墓は互いに近接しており、これをI群とする。今回確認された4-1、4-2号周溝墓は1-19(2-3)号周溝墓と一連の群構成を示すものでII群とする。このII群の1-19号周溝墓と南東の1-29(2-4)、1-28号周溝墓の間は約40mの距離を持つことから、後者はIII群として分離されることを指示している。なお、東辺部の調査が実施されていないため、その限界については不明であるが、現状ではおよそ3基単位の構成を物語る。個々の周溝墓の規模は第1次調査報告でもふれられているように、県内では中・小形の範囲に属し、下野堂周溝墓群などに観察される20m級の大形墓は観察されない。3群のそれぞれの規模は小形墓がI群の1-50号周溝墓、II群の4-2号周溝墓、III群では1-28号周溝墓が観察される。中形墓はI群が2-2号周溝墓8溝の規模から推定)、II群は1-19号周溝墓、III群には1-29号周溝墓が各群内でも台頭した位置に所属する。一方、同時期の集落立地との関係からはIII群がその範囲内に所在し、第25号住居址と1-29号周溝墓の距離は4mを測る。住居址と墓の関係からすれば、I～III群がどのような順序で築造されたか興味ある問題であるが、資料的な制約からこれ以上は言及できない。

遺 跡 名	時 期	遺構等	備 考
下 野 堂	中期前半		
薬 師 堂 遺 跡	後期	住居址か	
大久保山A遺跡	中期前半	再葬墓19	(浅見山I)
大久保山遺跡	後期	住居址6	
宥勝寺北裏遺跡	後期		
山 根 遺 跡	後期	住居址1	
根 田 遺 跡	中期前半・後期	児玉町	
飯 玉 東 遺 跡	後期	住居址	児玉町
雷 電 下 遺 跡	前期末～中期後半、後期		児玉町

第1表 本庄市周辺の弥生時代遺跡

遺 跡 名	遺 構 等	備 考
今井諏訪遺跡北地点	住居址、周溝墓	
社具路遺跡南地点	住居址、土壇	
西富田本郷遺跡(不明)	住居址か	
四 方 田 遺 跡	住居址	
下 田 遺 跡	住居址	
七 色 塚 遺 跡	住居址	
大 久 保 山 遺 跡	周溝墓	
下野堂(つつじが丘)	周溝墓	
後 張 遺 跡	住居址	児玉町

第2表 本庄市周辺の五領式期遺跡

## お わ り に

土地改良事業に伴う埋蔵文化財の保存事業は、事業自体が広域な範囲を対象とするため、現状保存が最善の策である。しかし、道路・排水路は必然的に調査の対象となる。今回の調査も、面的な整備の完了後に、新たに道路の舗装工事が実施されることになり、協議・調整したわけであるが、すでに、開通している道路であることや、周辺の畑が耕作中と言うこともあり、生活圏との兼ね合いから、最新の注意を払いながら現地の発掘を行った。しかしながら、数年に一度の長雨や、考察でもふれた当地特有の野水の出現により、面積に比して長い調査期間を要することとなった。検出された遺構は、これまた予測を反する位置より確認され、本地区の埋蔵文化財の範囲・規模・性格等が未だ完全に把握されていないことを物語るものである。調査の半分は対象地全域の試掘調査より実施した。これらの成果は、付図1の詳細地形図と照合すれば、今後の範囲確認等に利用できるものと思う。現状において、埋蔵文化財の調査に伴い、地理的な観点に対してあまり研究、引用されていない傾向にある。本報告では4次にわたる各発掘調査の総括的な意味合いを含めて、埋蔵文化財や当該事業地内とも関連深い、野水について報告した。以後の研究に役立てば幸である。

平成4年2月28日

増田 記



1 周溝墓調査風景



2 調査風景



1 4-1周溝墓周辺状態



2 上同



1 4-1周溝墓



2 上同



1 北側溝検出状態



2 上同



1 久上水湧水状態



2 上同





1 久上水湧水状態（後方今井諏訪遺跡）



2 上同

## 今井諏訪遺跡発掘調査報告書

---

平成4年3月25日 印刷

平成4年3月31日 発行

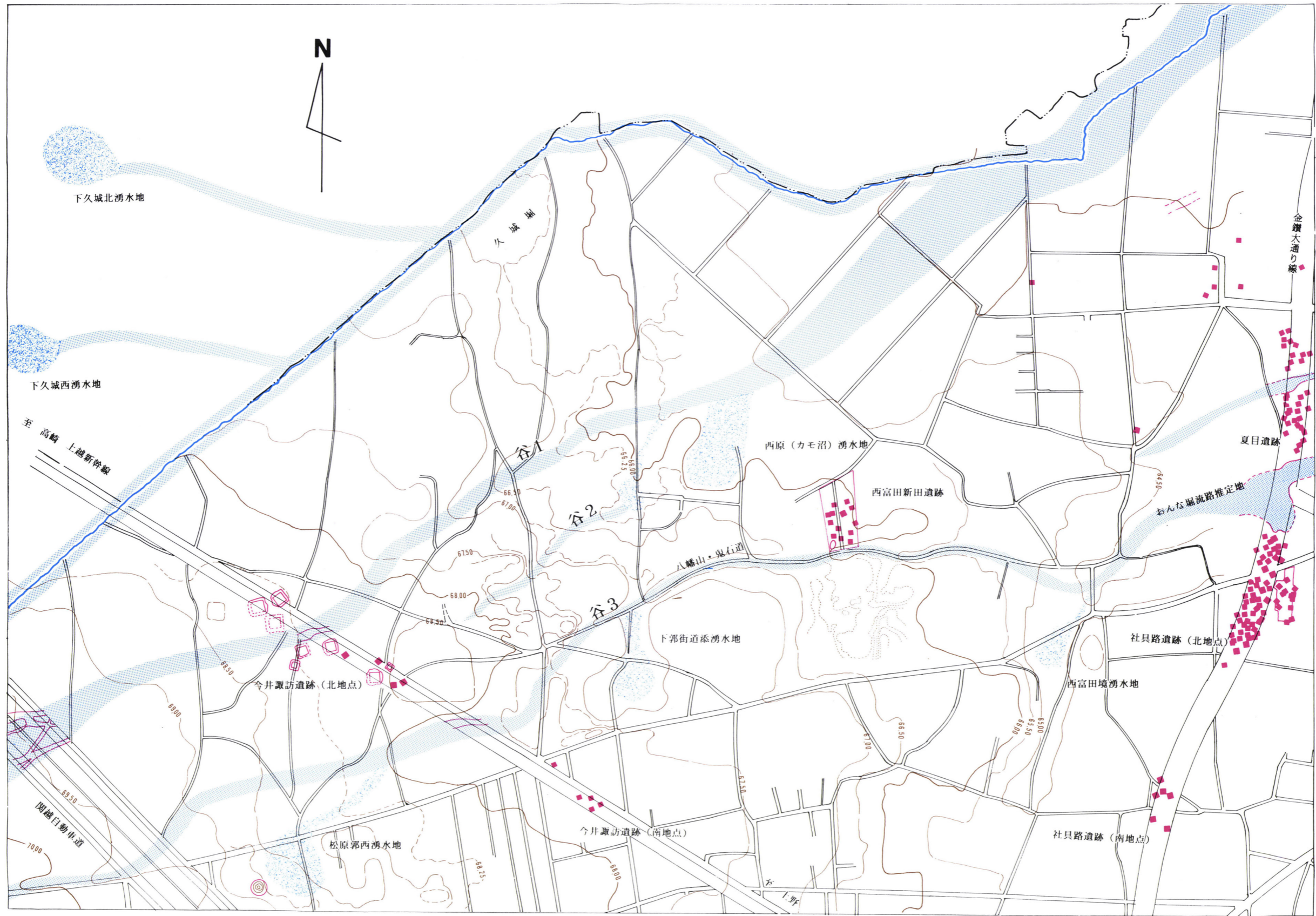
発行 本庄市教育委員会  
埼玉県本庄市銀座1-1-1

印刷 朝日印刷工業株式会社  
群馬県前橋市元総社町67

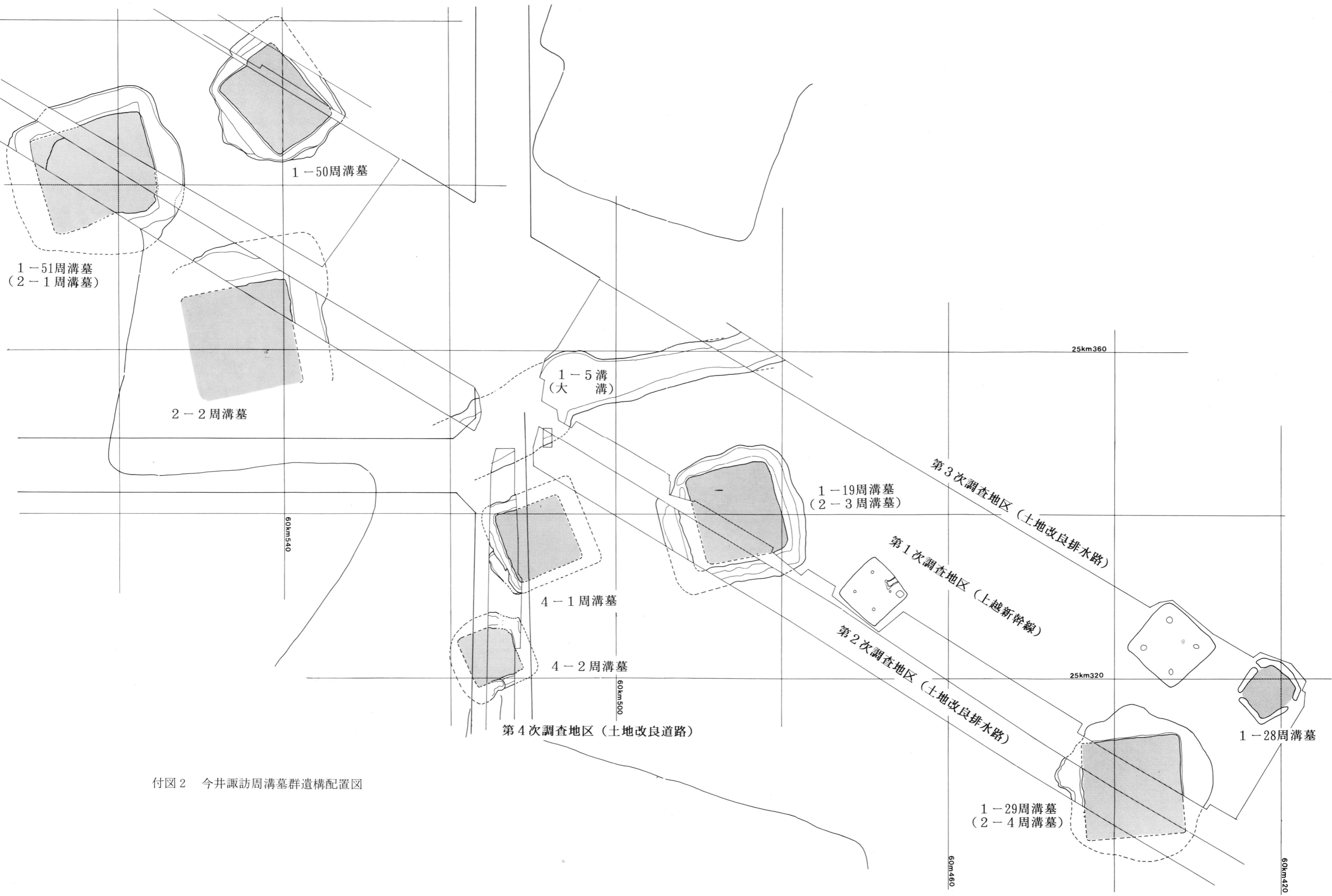
---







付図1 本庄市大字今井・西富田北部周辺詳細地形図



付図2 今井諏訪周溝墓群遺構配置図